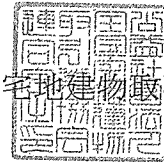


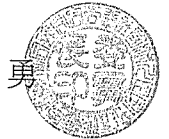
28 全宅連発政策第 6 号  
平成 28 年 4 月 11 日

都道府県協会長 様

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



### 買取再販に係る特例の様式統一について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、国土交通省では、宅建業者が中古住宅を取得し、一定の質の向上をはかるリフォームを行ったあと、個人に譲渡（買取再販）した際の、宅建業者に課される不動産取得税および個人に課される登録免許税の軽減の特例措置を行っています。

これらの特例の適用にあたっては、建築士等が、要件に適合する工事が実施されたことを証する書面を用いることとされていますが、登録免許税と不動産取得税の特例用の様式が異なっておりましたため、今般、様式が統一されました。それに伴い、通知の一部が改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）されましたので、ご案内いたします。

なお、変更の要点は以下の点です。

- ・様式における証明年月日が

平成 28 年 4 月 30 日以前の場合は旧様式と新様式の双方を使用でき、  
平成 28 年 5 月 1 日以降の場合は新様式を使用するものとしています。

- ・新様式は両特例に用いることができる書類であるため、市町村長や都道府県における確認にあたっては、書類が写し（コピー）となる場合があることに留意する旨、追記しています。

敬 具

※通知文は大部ですので、全宅連HP「法令改正情報」に掲載いたします。